



かいしゃ はたら がいこくじん かた 会社で働けなくなった外国人の方に

しんがた 新型コロナウイルスのために、仕事ができなくなった技能実習生など **外国人の方が、引き続き日本で仕事ができるよう**、しばらくの間、特別に、**最大1年間、働くことができる「特定活動」の在留資格を認めることとしています。**

ざいりゅう しかく かた 在留資格をもらえる方

つぎ かた べつ かいしゃ はいやく ちゅう かた 次の方で、別の会社と契約（注）した方

- かいしゃ い けんしゅう がいのう じっしゅうせい
会社をやめろと言われるなど、研修ができなくなった技能実習生
 - かいしゃ い がいこくじんろうどうしゃ
会社をやめろと言われるなど、仕事ができなくなった外国人労働者
(例：在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」など)
 - さいよう とけいりゅうがくせい
採用が取り消された留学生 など
- ちゅう とくていぎのうぶんや
(注) 特定技能の分野だけです。



てづき ほうほう 手続の方法

ちか ちほう しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく しゅっちょじょ
近くの地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

かいしゃ がた ちか ちほう しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく しゅっちょじょ
会社をやめろなどと言われた方で、**別の会社を見つけることが難しい場合は、国のサポートで、会社とのマッチングを受けることができます。**



お問い合わせは近くの地方出入国在留管理局・出張所まで



連絡先 <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>

しえん なが マッチング支援の流れ

STEP 1

なまえ れんらくさき きぼう ぶんや とくていぎのう ぶんや ひつよう じょうほう こじんじょうほう とりあつか かん
名前、連絡先、希望する分野（特定技能の分野）など必要な情報を「個人情報の取扱いに関する
どういしょ か ていしゅつ
同意書」に書いて、提出してください（注）。

ちゅう とくていぎのう ざいりゅう しかく かた ちほう しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
(注) 「特定技能」の在留資格の方は地方出入国在留管理局に、「それ以外の在留資格」の方は、出入国在留管理庁に
ていしゅつ 提出してください。

こじんじょうほう とりあつか かん どういしょ
「個人情報の取扱いに関する同意書」→



STEP 2

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう かんけいしょちょう つう しごと しょうかい きかん ていきょう
出入国在留管理局から、関係省庁などを通じて、仕事を紹介する機関に提供

STEP 3

しごと しょうかい きかん
仕事を紹介する機関が、あなたと新しい会社をマッチング



STEP 4

あたら かいしゃ けいやく
新しい会社と契約

STEP 5

とくていかつどう しゅうろうか ざいりゅう しかく へんこうきょか ちほう しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく しゅっちょじょ しんせい きよか
「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を地方出入国在留管理局・出張所に申請、許可